

## 令和3年度 組織改正について

### 1 組織改正の重要視点（2板政経第30号「令和3年度における予算・組織・職員定数に関する基本方針について（依命通達）」より抜粋）

- (1) 「いたばしNo.1実現プラン2021」の改訂や事務事業の総点検による事業の廃止・縮小などを踏まえ、最終的な組織イメージを明確化した上で、組織の統廃合・再編を進めること。
- (2) 新たな組織要求にあたっては、必要性や効果性に加え、緊急性をも十分に精査した上で、「選択と集中」の視点から既存の組織との再編を前提に見直しを行うこと。
- (3) ポストコロナに適した働き方や区民サービスの提供方法を抜本的に変革させる気概を持ち、デジタルトランスフォーメーションの考え方を取り入れた事務改善を進めること。特に、オンライン申請については、区民サービス向上の視点から重点的に進めること。
- (4) 社会経済情勢等を踏まえ、あらゆる業務プロセスを検証するとともに、前例に捉われない職員の創意工夫と英断により、不断の業務改善に努めること。

### 2 改正点【別紙1（組織改正の概要図）参照】

#### (1) IT推進課基盤インフラグループの廃止及びDX推進係に変更

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に向けて効率的な体制構築を図った結果、基盤インフラグループは情報系運用係及び基幹系運用係に統合するとともに、情報企画・番号制度グループをDX推進係に変更する。

#### (2) ① 政策企画課管財グループ及び用地グループを庁舎管理・契約課に所管替

#### ② 庁舎管理・契約課を契約管財課に変更

大山駅周辺等のまちづくり事業の進捗に伴う円滑な用地取得に向けて政策判断（用地取得等調整会議）と業務遂行（土地及び財産評価委員会等）との権限分離を行うため、総務部庁舎管理・契約課に所管替するとともに課の名称を変更する。

#### (3) 総務部所管の危機管理室の廃止及び危機管理部を新設

近年多発する風水害や新型コロナウイルス感染拡大への対応にあたり、区議会の議決を要する条例部とすることで、適正な指示命令系統をより一層確立し、危機管理体制における統制力を強化するため、新設する。

#### (4) ① 板橋福祉事務所自立支援係を福祉部管理課に所管替

#### ② ひとり親支援担当係長を新設

#### ③ 福祉部管理課を生活支援課に変更

生活保護世帯の増加による福祉事務所の肥大化に伴い、区内全域を対象とした自立支援業務を所管する自立支援係を福祉部管理課に所管替する。

また、ひとり親支援担当係長を新設し、低所得者への自立支援や、ひとり親家庭への支援など、社会情勢や地域課題の変化に総合的に対応することに伴い、課の名称を変更する。

#### (5) ① 児童相談所開設準備担当部長を新設

児童相談所の所長経験による専門的な見地から開設準備を推進するため、新設する。

#### ② 子ども政策課庶務係を計画調整係に変更

各計画の推進及び調整に関する業務を担うため、変更する。

#### ③ 児童相談所開設準備課連携調整係を新設

新規採用予定の専門職や派遣経験職員のノウハウを活用し、関係機関との連携強化や要保護児童対策地域協議会の機能強化、東京都からのケース引継ぎ等における連携業務に向けた準備、制度構築に対応するため、新設する。

#### (6) 子ども家庭支援センター

##### ① 子育て支援グループ、サービス調整グループ、相談支援グループ及び要保護児童支援グループの廃止

##### ② 子育てサービス係、支援・援助第一係及び支援・援助第二係を新設

(仮称) 子ども家庭総合支援センターの開設に向けてサービス調整グループの在宅支援業務を子育て支援グループに統合し、子育てサービス係を新設する。

また、相談支援グループの相談業務と要保護児童支援グループの虐待対応を統合し、地域別に担当するため、支援・援助第一係、第二係を新設する。

#### (7) 環境政策課環境政策推進係をスマートシティ・環境政策係に変更

板橋区らしいスマートシティの早期実現に向け、高島平グランドデザイン担当課長等まちづくり部門と連携した上で、スマートシティに関する実証実験を検討するなど加速化を図るため、係名称を変更する。

#### (8) 都市整備部

##### ① 都市計画課総合調整担当係長を調整・都市基盤DX係に変更

都市計画事業においてデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図り、関係所管との情報共有及び調整役としての機能を担うため、変更する。

##### ② 都市計画課まちづくり計画担当係長を統合廃止し、交通政策担当係長を交通企画都市基盤係に変更

まちづくり計画担当所管の都市施設（都市計画道路、都市計画公園、都市計画緑地等）の調査、指導、整備方針及び都市計画施設内における建築許可業務を交通政策担当に統合し、交通政策基本計画を強く推進するため、名称を変更する。

##### ③ 市街地整備課を廃止し、建築安全課を新設

- ④ まちづくり調整課に不燃化まちづくり係を新設
- ⑤ 建築指導課老朽建築物グループを建築安全課に所管替  
災害に強いまちづくりをめざして推進する不燃化事業を、関係機関との協議、調整及び木造密集地域の早期解消に向けて施策展開を一元的に進めるため、市街地整備課の住環境整備計画グループ及び密集地域整備グループを統合廃止し、まちづくり推進室まちづくり調整課に不燃化まちづくり係を新設する。
- また、総合的な老朽建築物対策を含む防災上の安全対策を強化するため、建築指導課の耐震改修促進計画及びブロック屏対策等の業務と市街地整備課の建築物耐震助成等の業務を建築耐震係に統合新設し、さらに老朽建築物対策グループを建築指導課より所管替することで市街地整備課を廃止し、建築安全課を新設する。
- ⑥ まちづくり推進室を新設
- ⑦ 拠点整備課、地区整備事業担当課長及び鉄道立体化推進担当課長の廃止
- ⑧ まちづくり調整課、地区整備課及び鉄道立体化推進課を新設  
東武東上線の連続立体化や大山駅、板橋駅周辺、上板橋駅周辺のまちづくり事業の推進に伴い増加する業務や都市整備部のスパン拡大に対応するため、まちづくり推進室を新設する。
- また、拠点整備課を廃止し、まちづくり調整課を新設するとともに、担当課長を一部解消し、ライン組織とする。
- ⑨ まちづくり調整課調整担当係長を新設  
まちづくりの推進にあたり都市整備部及び土木部との庁内横断的連携が不可欠なため、部（室）間の事業進捗確認や適切な業務分担の調整を行う「（仮称）まちづくり連絡調整会議」を開催し、地域別及び事業別の進捗に応じた部（室）間の業務フロー（マニュアル）を作成するため、新設する。
- ⑩ 鉄道立体化推進課用地調整担当係長を新設  
大山駅周辺において令和4年度に開始する物件調査、補償算定及び折衝業務等を総務部契約管財課用地係と調整して進めるため、新設する。
- (9) 土木部
- ① 交通安全課、計画課及び工事課の廃止
- ② 土木計画・交通安全課及び工事設計課を新設
- ③ 交通安全課交通安全グループを土木計画・交通安全課交通安全係に所管替
- ④ 土木計画・交通安全課土木計画係及び啓発・助成係を新設
- ⑤ 計画課設計第一及び第二グループを統合廃止し、工事設計課道路設計係を新設
- ⑥ 工事課工務係を分割し、工事設計課工務係に所管替及び施設設計係を新設  
土木業務の一体的な計画策定、交通安全部門、啓発及び助成部門を所管する土木計画・交通安全課を新設する。
- また、設計から起工までの一貫性と組織間における設計レベルの均衡を図るため、工事課工務係の起工業務を所管替するとともに、計画課の設計積算部門を集約化する工事設計課を新設する。
- ⑦ 管理課庶務係、監察係及び交通安全課自転車グループの廃止（業務移管）

- ⑧ 管理課道路管理係を土木管理係に、境界測量係を境界確定係に変更
- ⑨ 工事課板橋及び赤塚土木事務所の廃止
- ⑩ みどりと公園課公園管理グループ、緑化推進グループ、公園改修グループ、公園整備グループ、施設運営グループ、南部及び北部公園事務所の廃止
- ⑪ みどりと公園課みどり計画係、みどり推進係及び公園設計係を新設
- ⑫ 南部及び北部土木サービスセンターを新設
- ⑬ 南部及び北部土木サービスセンター工事調整係、補修係及び地域連携係を新設  
土木及び公園事務所業務を効率化するため、各土木及び公園事務所を統合廃止し、南部及び北部土木サービスセンターを新設する。  
土木サービスセンターの新設にあわせ、監察や自転車対策業務など本庁業務を一部移管し、土木業務に関わる区民サービスのワンストップ窓口として現場機能の強化を図るとともに、災害発生時の迅速な初動体制の構築と機動力を確保する。
- ⑭ 計画課計画調整グループを廃止し、土木計画・交通安全課調整係を新設
- ⑮ 計画課計画事業グループを廃止し、工事設計課まちづくり道路設計係を新設
- ⑯ 土木計画・交通安全課に調整担当係長を新設  
(仮称) まちづくり連絡調整会議の内容に則して都市整備部及びまちづくり推進室との連携や土木部内の調整を行うため、土木計画・交通安全課に調整係及び調整担当係長を新設する。
- また、まちづくり事業と並行して関連都市施設（道路及び広場等）整備を推進するため、まちづくり道路設計係を新設する。

#### (10) 教育支援センターGIGAスクール推進担当係長を新設

令和3年4月から開始されるタブレット貸与の試行実施及び9月からの運用開始に向けて学校、保護者等への対応及び今後の制度設計やネットワーク構築、関係協議を行うため、令和5年度までの時限設置として新設する。

#### (11) 中央図書館

- ① 改築準備担当係長及びいたばしボローニャ子ども絵本館の廃止
- ② ボローニャ絵本係を新設
- ③ 管理係を図書館政策係に変更
- ④ 事業サービス係を読書推進係に変更

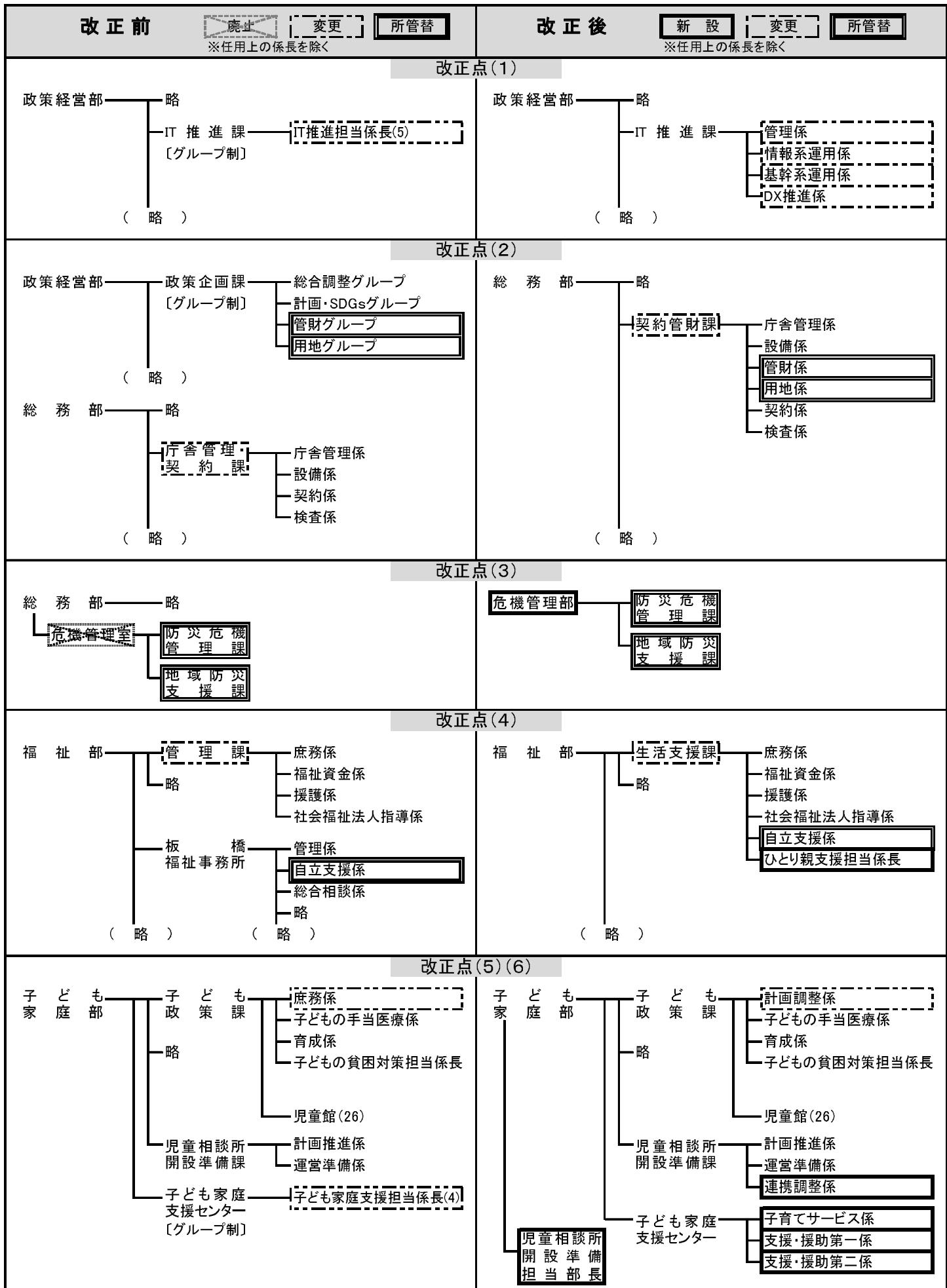
改築の完了及びボローニャ子ども絵本館の中央図書館内併設に伴い、改築準備担当係長及びボローニャ子ども絵本館を廃止し、ボローニャ絵本係を新設する。

また、新中央図書館の実態に見合った効率的な区民サービスと読書推進の向上に向けて、地域館を含む図書館政策を推進するため管理係を図書館政策係に変更し、事業サービス係を読書推進係に変更する。

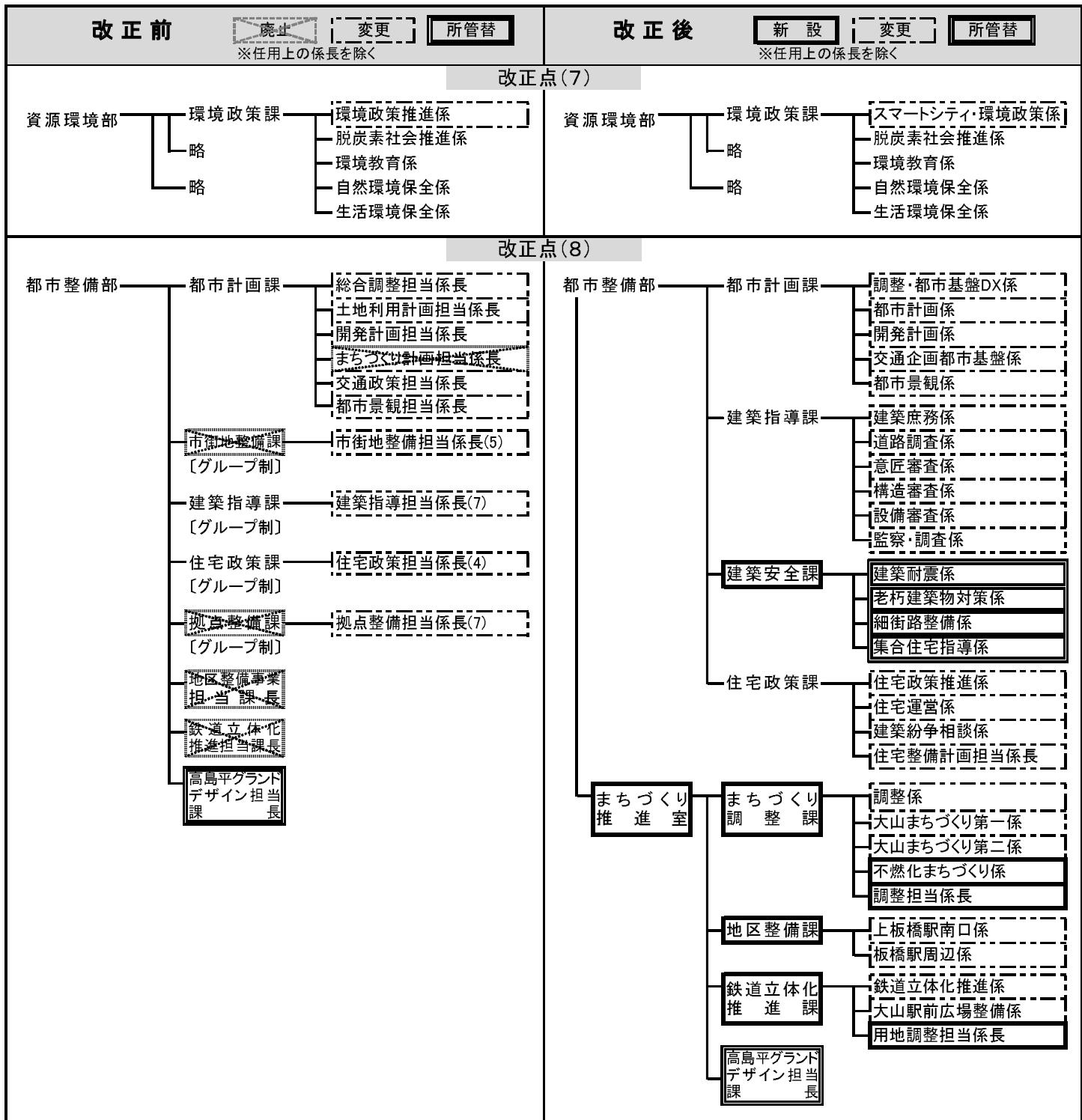
### 3 組織増減数【別紙2（組織増減一覧）参照】

部長級組織は2増（課長級・係長級組織は増減なし）

## 令和3年度組織改正の概要図



## 令和3年度組織改正の概要図



## 令和3年度組織改正の概要図

